



外国人の受入れに関するデリカフーズグループの基本指針

1. 自由意志と人権の尊重に基づく雇用関係の構築

わたしたちは、外国人を雇用するにあたり、一人ひとりの自由な意志に基づく就労であることを確認し、その意志と人権尊重に基づいて雇用関係を構築し、それを維持していくことを約束します。

デリカフーズ株式会社は、「企業行動憲章」を制定し、経営理念の実現に向けた従業員全員の抛り所とするとともに、CSR 関連の各種方針・憲章・理念を策定し、その中の行動方針として、「国際的に宣言されている人権の保護を支持、尊重し、自らが人権侵害に加担しないよう確保する」と明記するとともに、これらを社内に徹底しています。

2. 国籍等による差別的扱いの禁止

わたしたちは、労働者の処遇について、国籍等による差別的扱いはしません。

- (1) わたしたちは、賃金について、差別的扱いはしません。
- (2) わたしたちは、教育・訓練の機会提供について、差別的扱いはしません。
- (3) わたしたちは、労働環境について、差別的扱いはしません。
- (4) わたしたちは、生活環境および福利厚生について、差別的扱いはしません。

当社は外国人労働者のための専門部署として HD 内に国際人財室を設置し、問題があった場合にも関係部署と連携しながら適切な対応に努める体制としております。

3. 帯同家族への配慮

わたしたちは、外国人労働者本人のみならず、帯同する家族の方々の生活環境にも最大限配慮いたします。